

滋賀県告示第 476 号より関係部分を抜粋

滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 11 条第 1 項の規定による制限措置を次のとおり定め、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三日月 大造

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用するもの）	定数なし	5 トン以下	127 キロワット以下	県内全域	周年	—
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで	—
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	—

滋賀県告示第 477 号より関係部分を抜粋

滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびたつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第 10 号に規定する竹筒漁業、同項第 11 号に規定する延縄漁業および同項第 12 号に規定する引縄釣漁業の許可または起業の認可の申請期間を次のとおり定め、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三日月 大造

令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで